

## 鹿児島市新規事業創出コミュニティ設置運営要領

### (設置)

第1条 これまでにない製品やサービスにより、これからのかごしま経済を牽引する新たな産業やビジネスの創出を促進するため、鹿児島市新規事業創出コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）を設置する。

### (趣旨)

第2条 コミュニティは、異業種連携や産学連携などにより、既存の事業分野と新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせ等による新たなビジネスの創出に取り組む事業者を支援するとともに、様々な業種の事業者や団体等の交流・連携の促進を目的とする。

### (事業)

第3条 コミュニティの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たなビジネスの創出を支援するプログラムの実施
- (2) 産学連携等のマッチング
- (3) 補助金等に関する情報提供
- (4) その他新たなビジネスの創出を促進するために必要な事業

### (組織)

第4条 コミュニティは、会員をもって組織する。

2 会員は、コミュニティの趣旨に賛同する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市で、新たなビジネスの創出に取り組む者で、本市に本社若しくは事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人
- (2) 前号に掲げる者との連携を希望する法人又は個人
- (3) その他産業支援機関や関係団体

### (専門部会)

第5条 特定の分野における事業者間の交流・連携を促進するため、希望する会員をもって組織する専門部会を設置する。

- (1) ヘルスケア産業部会

健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービス及び製品など、ヘルスケアビジネスの創出を促進する。

### (入会及び退会)

第6条 コミュニティへの入会を希望する者は、別に定める入会申込書を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 コミュニティからの退会を希望する者は、別に定める退会届出書を市長に提出しなければならない。

3 公序良俗に反するなど、コミュニティの運営に支障が生じるおそれがあるときは、入会

を拒否又は退会させることができる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。

(事務局)

第8条 事務局は、鹿児島市産業局産業振興部産業創出課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(鹿児島市新産業創出研究会部会運営要領の廃止)

2 鹿児島市新産業創出研究会部会運営要領（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和7年3月31日現在において、鹿児島市新産業創出研究会部会運営要領（平成28年4月1日）第4条の各号に掲げる部会の会員は、特に退会の申出がない限り本要領第6条の規定にかかわらず、第4条の会員とみなす。